

令和4年7月1日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

生活安全部長

少年警察協助員の運用要領について（通達）

この度、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の施行に伴い、少年警察協助員の運用要領について下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 任務

少年警察協助員（以下「協助員」という。）は、警察と協働して次に掲げる業務をそれぞれ行うものとする。

- (1) 非行少年等（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第2条第6号から第10号までに定めるものをいう。）の発見補導
- (2) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (3) 有害環境の浄化に資する活動
- (4) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

2 協助員の委嘱

(1) 委嘱

警察署長（以下「署長」という。）は、警察署の管轄区域内に居住する者の中から適任者を選出し、委嘱すること。

(2) 資格要件

協助員の人選に当たっては次の要件を満たす人物を委嘱すること。

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- イ 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- ウ 健康で実行力を有すること。
- エ 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
- オ 地域の実情に精通していること。

(3) 選出方法

署長は、協助員を選出する場合、あらかじめ学校、関係機関・団体、その他地

域における既存団体代表者等の意見を聞くなどの方法により、適任者を選出すること。

なお、選出に当たっては一定地域の居住者に偏らないよう配慮し、原則として交番、駐在所単位に若干名が分布されるように配慮すること。

(4) 委嘱方法等

委嘱に当たっては様式第1の委嘱状及び様式第2の少年警察協助力員証を交付すること。

なお、協助力員でなくなった者については、少年警察協助力員証を返納させること。

3 協助力員の任期

任期は原則として2年以内とし、再任を妨げないものとする。

4 解嘱

署長は、協助力員にその任務を遂行することに適さない事由があると認めるときは、任期中にかかわらず、解嘱することができる。

任務の遂行に適さない事由とは、長期の療養を要する疾病にかかったとき、又は法令に触れる行為があったときはもとより、社会道徳上にも協助力員としてふさわしくない行為があったと認められる場合も含まれる。

5 定数

協助力員の定数は管轄区域内の少年人口、面積、少年を取り巻く各種の環境、非行少年等の居住分布状況等諸般の実態を考慮し、警察署別少年警察協助力員定数表（別表）のとおりとする。

なお、定数を超えて協助力員を委嘱する場合は、事前に少年課と協議すること。

6 協議会の運営

署長は、協助力員の知識・技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行対策の効果的実施について連絡協議するため、協議会を組織すること。

(1) 構成

協議会は当該警察署の管轄区域内の協助力員によって構成するものとする。協議会を代表する者として協助力員の互選により会長を定めておくこと。

(2) 協議会の開催

協議会は原則年1回開催するほか、署長が要請し、又は会長が必要と認めた場合に随時開催すること。

(3) その他

協議会は必要に応じ、学校を始めとした関係機関・団体等の代表者の参加を求めること。

7 運用上の留意事項

- (1) 協助員の人選に当たっては、少年の健全な育成に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、あるいは必要以上の干渉にわたる者を選出することがないよう留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される者を選出するよう慎重を期すこと。
- (2) 協助員を委嘱したときは、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的心構え等について十分教養を実施するほか、協議会の開催日等を捉えて、随時必要な教養を実施すること。
- (3) 協助員には、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを徹底させ、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。
- (4) 少年警察活動を行うに当たり、協助員に協力を依頼する際には、各協助員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動において協助員に対し協力を依頼する際は、より一層慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

- (5) 協助員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないよう徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから協助員に伝えること。ただし、個人情報が特定少年（規則第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るものの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

- (6) 協助員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。

8 報告

- (1) 署長は、協助員を委嘱（再委嘱を含む。）又は解嘱したときは、様式第3の少年警察協助員名簿を作成し、少年課長を経て報告すること。
- (2) 署長は、協助員の毎月の活動状況について、様式第4の少年協助員の活動状況を作成し、毎月10日までに少年課長を経て報告すること。

別表

警察署別少年警察協助員定数表

署 別	定 数	署 別	定 数
桑 名	25	松 阪	39
いなべ	14	大 台	10
四日市北	19	伊 勢	33
四日市南	27	鳥 羽	22
四日市西	8	尾 鷲	13
亀 山	9	熊 野	10
鈴 鹿	36	紀 宝	9
津	33	伊 賀	16
津 南	22	名 張	14
		計	359

委 嘱 状

様

あなたを少年警察協助手員に委嘱します。

委嘱期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

年 月 日

警 察 署 長

階 級

様式第2

(表)

(裏)

<p>第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;">写 真</div> <p style="text-align: center;">少年警察協助力証</p> <p>氏名</p> <p>上記の者は、少年警察協助力員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 階級</p> <p>氏名 印</p>	85 ミリメートル	<ol style="list-style-type: none">1 少年警察協助力員は、この証を必ず携帯し、必要のあるときは、関係人に提示すること。2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3 この証を紛失又はき損したときは、速やかに発行者に届け出ること。4 この証は、少年警察協助力員の身分を失ったときは、発行者に返納すること。
60ミリメートル		

警 察 署 名	
担 当 者	
報 告 月	

少年警察協助員の活動状況

1 少年警察協助員の活動状況

	街頭補導		環境浄化活動及び社会参加活動等	
	実施回数 (回)	従事員 (延べ人員)	実施回数 (回)	従事員 (延べ人員)
少年警察協助員				

備考 1 少年警察協助員の個人による活動及び警察と共同による活動について記入すること。

備考 2 街頭補導以外の活動は「環境浄化活動及び社会参加活動等」へ計上すること。

備考 3 総会や講習・研修の実施については「2 少年警察協助員に対する講習・研修の実施状況」へ計上すること。

2 少年警察協助員に対する講習・研修の実施状況

実施主体	実施回数 (回)
警 察 主 体	
そ の 他	
計	

備考 1 少年警察協助員に対する講習・研修（総会、理事会を含む）の開催回数について記入すること。

備考 2 他機関による講習・研修に参加した場合は、「その他」に計上すること。